

「チョイソコおかざき」実証実験

運行計画

(2020 年 9 月 15 日～2021 年 9 月 14 日)

(2021 年 9 月 15 日～2022 年 9 月 14 日)

2021 年〇月改定

■はじめに

本市では、高齢社会の進展や中心市街地の衰退、マイカー社会の進行などの社会問題へ対応するため、自動車に過度に依存した交通体系から、公共交通、自家用車、自転車、歩行者とそれぞれの交通手段が連携した交通体系への転換を目指すとともに、「健やかで心豊かなまちおかざき」に向け、生涯を通じて健康に過ごせるように、健康寿命の延伸と地域や生活環境などから生じる健康格差をなくし、誰もが健康を手に入れられる社会を目指している。

今回、「チョイソコおかざき」の実証実験を行う六ツ美中部学区は、バス路線の「岡崎・西尾線」が南北に縦断して運行しているが、地域公共交通網形成計画に規定する公共交通力バー地域（鉄道駅1，000m、またはバス停500m圏内）に属する地域が少なく、学区の多くが交通不便地域となっている。また、学区内には病院やスーパー等が非常に少なく、日常生活を過ごすには学区外へのお出かけが必要不可欠な地域である。

そのような現状を受け、地域が主体となり、地域住民の日常生活における移動手段の確保やお出かけによる健康増進を目的として、地域住民組織である「六ツ美中部学区エリアバス運営協議会」が平成30年12月1日に設立され、身近に使える地域での移動手段の導入を検討した結果、今回の実証実験では、「健康増進となる買物等の目的」と「公共交通としての移動手段」を強く結びつけ、より外出しやすくなることで、高齢者自身での自家用車の運転や家族の送迎に代替できるかを検証し、今後の岡崎市のより良い公共交通体系の実現に向けた施策の検討を行うものとする。

1 チョイソコおかざきの運行に関する事項

(1) 送迎対象

チョイソコおかざき会員登録申込書を事業主体（市及び㈱アイシン、以下「事業主体」という。）へ提出し、書面にて利用開始の連絡を受けたもの（以下、「会員」という。）及びその介助者または、同乗者とする。

(2) 会員条件

六ツ美中部小学校区（以下、「学区」という。）に在住している12歳（中学生）以上の者であり、自力で予約並びに停留所まで移動及び乗降することができる者。

※介助者の同行により乗降できる場合は利用可。

※車いすでの利用は不可。

- ・六ツ美中部小学校区在住とは、会員登録時点で同学区に居住しているものとし、なお、会員が学区外へ転出した場合には、その時点で会員登録を抹消するものとする。
- ・12歳（中学生）以上の者とは、会員登録時点で年齢が12歳以上で、かつ、中学生以上の者をいう。
- ・介助が必要な会員は、介助者を同行できるものとする。なお、介助者は上記に規定する会員条件を満たさなくてもよいものとする。
- ・12歳以下、かつ、中学生未満の者については、会員と同行する場合にのみ乗車できるものとする。
- ・会員条件の確認は、市が住民情報等をもとに行うものとする。

(3) 運行日・運行時間

運行日は平日とし、下記を除く日とする。

（ア）土曜日及び日曜日

（イ）祝日

（ウ）年末年始、ゴールデンウィーク、夏季休暇等、事業主体が別に定めた日

（エ）その他、天候条件や災害など安全な運行に支障がある日

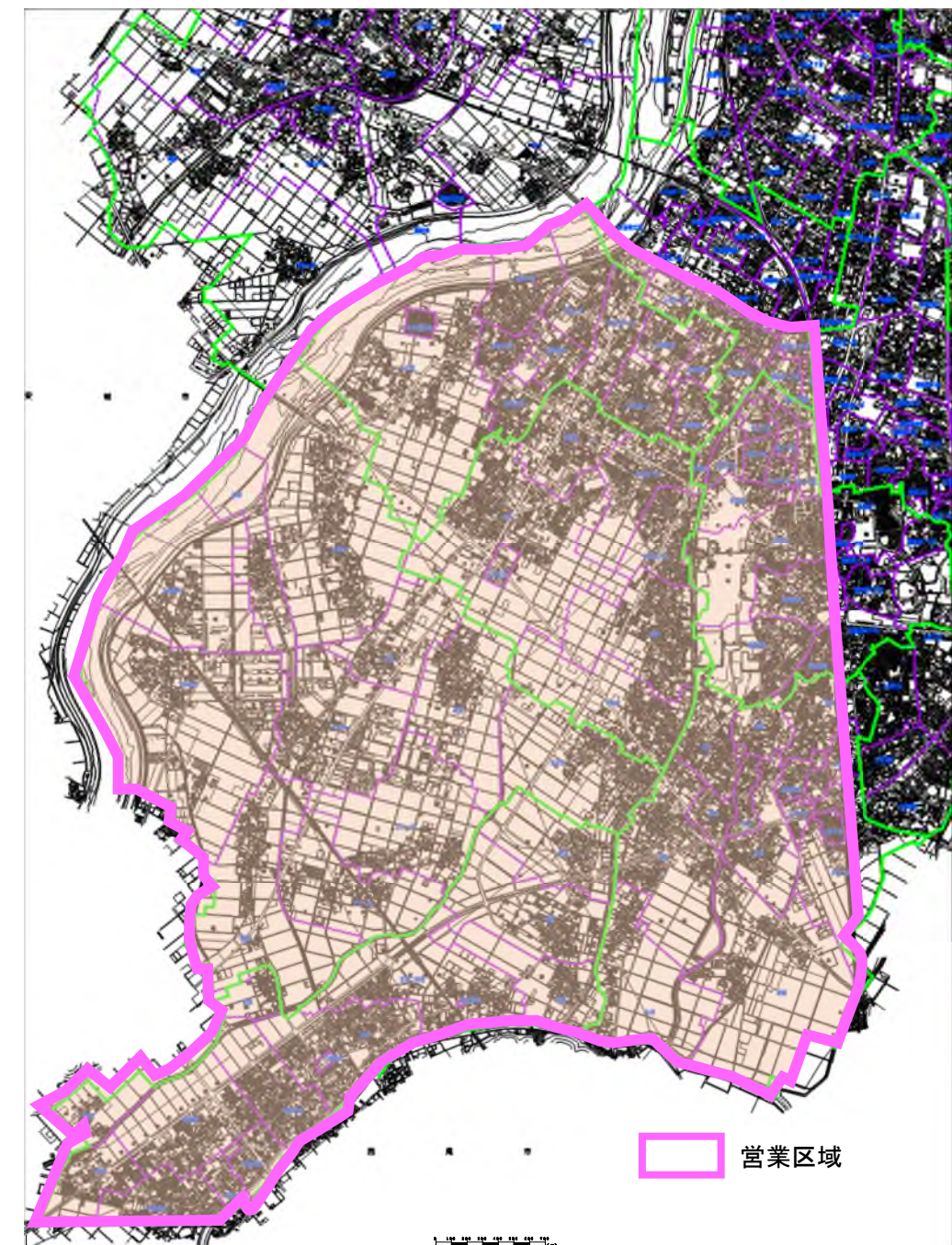
運行時間は交通事情等によりやむを得ない場合を除き、運行日の午前9時から午後4時までとする。

(4) 営業区域

営業区域は以下に示す区域とする。（図1 営業区域図参照）

- ・営業区域は、岡崎市内の以下の区域とする。

上青野町、高橋町、合歓木町、下青野町、福桶町、上三ツ木町、下三ツ木町、在家町、坂左右町、中之郷町、赤渋町、牧御堂町、法性寺町、宮地町、羽根西1丁目、羽根西2丁目、羽根西3丁目、羽根西新町、柱1丁目、柱2丁目、柱3丁目、柱4丁目、柱5丁目、柱6丁目、井内町、土井町、野畑町、下和田町、針崎1丁目、針崎2丁目、国正町、中村町、定国町、正名町、二軒屋町、中島東町、中島中町、中島西町、安藤町、中島町、針崎町の一部、若松町の一部、上地町の一部、柱町の一部、上和田町の一部、福岡町の一部、天白町の一部



▲図1 営業区域図

(5) 停留所種類

チョイソコおかざき（以下、「チョイソコ」という。）の乗降できる場所として、下記のとおり停留所を設置する。なお、停留所以外での乗降は不可とする。

- (ア) 住宅地停留所
- (イ) 公共施設停留所
- (ウ) 事業者停留所

(ア) 住宅地停留所 43 カ所

学区内の任意の場所に設置する停留所で、地域住民の利便性及びチョイソコの運行効率及び安全性を考慮し、地域住民との合意をもとに設置する下記停留所とする。

【2021 年 5 月 1 日時点での住宅地停留所】

300	下青野公民館	301	下青野中央広場ごみステ	302	下青野東	303	椿宮神社南ごみステ
320	福桶町公民館	321	福桶6－2ごみステ	322	福桶公園	323	福桶8－2ごみステ
350	上青野児童遊園地	351	上青野町新井	352	上青野神社東口	353	上青野中央口
354	上青野10組ごみステ	355	上青野高畑	356	高橋町公民館前	357	高橋町南
358	上合歓木町公民館	359	上合歓木こども広場	360	上青野中屋敷	361	上合歓木町倉庫ごみステ
362	下合歓木町公民館	363	正願寺	364	下合歓木町新田ごみステ	370	在家町竹戸
371	養楽寺	372	在家町地蔵堂	373	上三・北	380	上三・前開道
381	上三・東	383	上三ツ木町公民館	384	上三・西	385	下三東側ごみステ
386	下三西側ごみステ	387	下三ツ木町薬師	388	下三ツ木町田中	390	坂左右町公民館
391	坂左右北	392	坂左右中央ごみステ	393	坂左右北東	394	みさかはし西
395	坂左右東	396	上青野11組ごみステ	397	高橋町中		

(イ) 公共施設停留所 6 カ所

市の申し出により公共施設等周辺に設置する下記停留所とする。

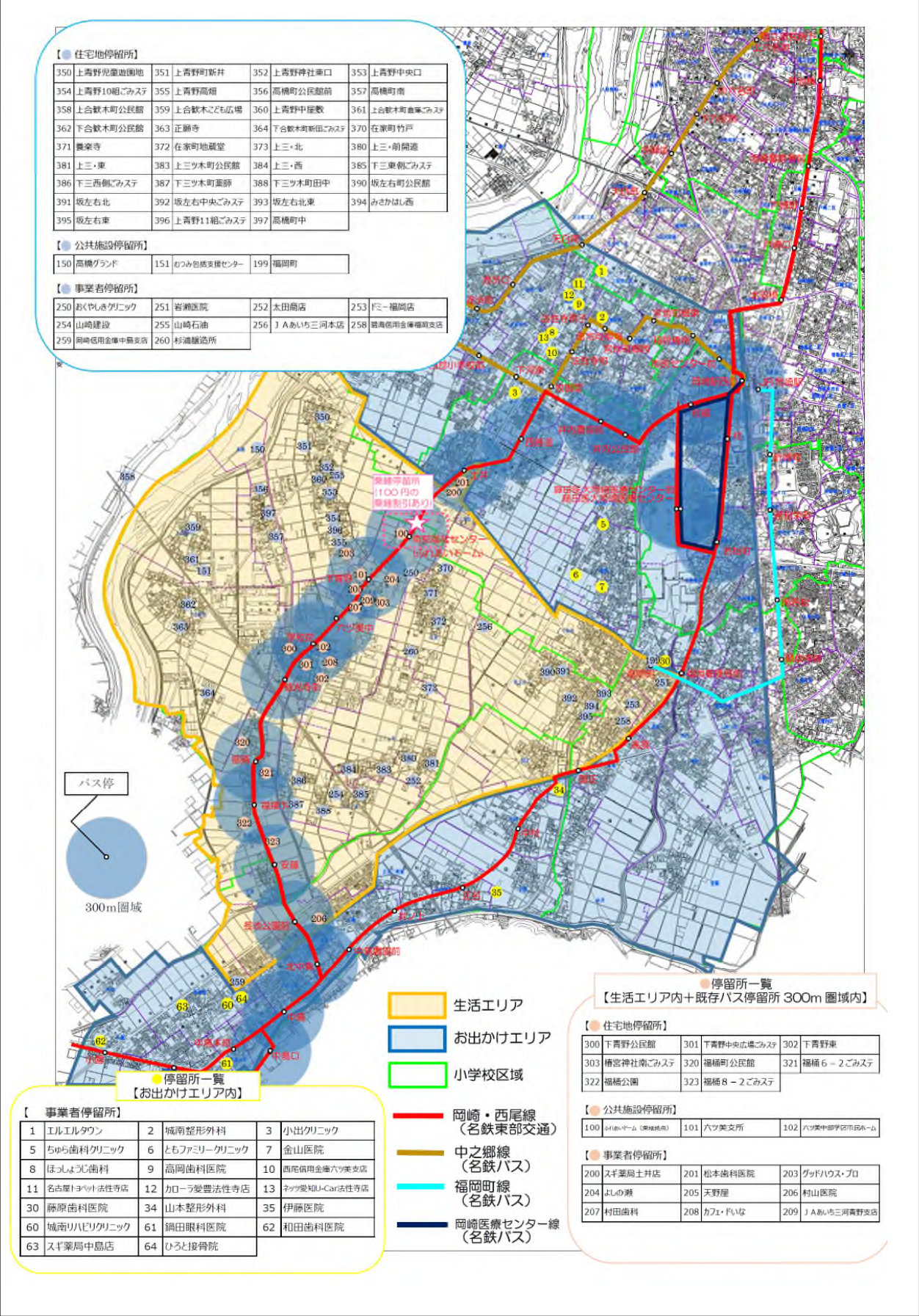
100	ふれあいドーム（乗継拠点）	101	六ツ美支所	102	六ツ美中部学区市民ホーム
150	高橋グランド	151	むつみ包括支援センター	199	福岡町

(ウ) 事業者停留所 39 カ所

事業主体が指定するスポンサー契約への申込みがあった事業者の所在地に設置する下記停留所とする。

【2021 年 5 月 1 日時点での事業者停留所】

1	エルエルタウン	2	城南整形外科	3	小出クリニック	5	ちゅら歯科クリニック
6	ともファミリークリニック	7	金山医院	8	ほっしょうじ歯科	9	高岡歯科医院
10	西尾信用金庫六ツ美支店	11	名古屋トヨペット法性寺店	12	カローラ愛豊法性寺店	13	ネッツ愛知U-Car法性寺店
30	藤原歯科医院	34	山本整形外科	35	伊藤医院	60	城南リハビリクリニック
61	鍋田眼科医院	62	和田歯科医院	63	スギ薬局中島店	64	ひろと接骨院
200	スギ薬局土井店	201	松本歯科医院	203	グッドハウス・プロ	204	よしの瀬
205	天野屋	206	村山医院	207	村田歯科	208	カフェ・ドいな
209	JAあいち三河青野支店	250	おくやしきクリニック	251	岩瀬医院	252	太田商店
253	ドミー福岡店	254	山崎建設	255	山崎石油	256	JAあいち三河本店
258	碧海信用金庫福岡支店	259	岡崎信用金庫中島支店	260	杉浦醸造所		



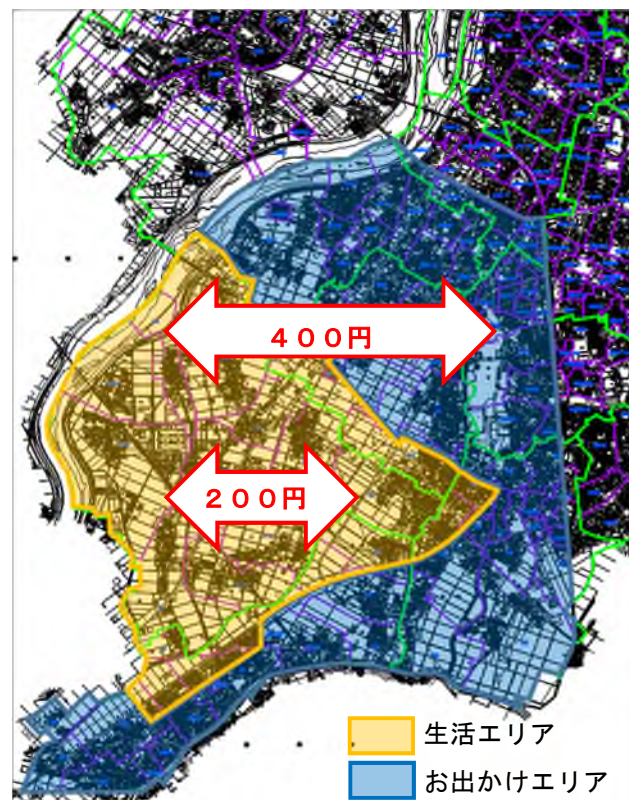
▲図2 停留所位置図（2021 年 5 月 1 日現在）

（６）運賃

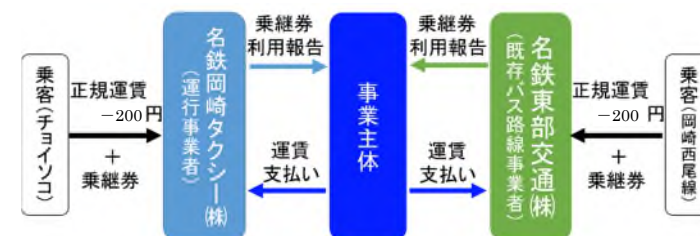
「生活エリア」内の停留所間の移動は 1 乗車につき 1 人 200 円の定額とする。
「お出かけエリア」内の停留所を含む移動は 1 乗車につき 1 人 400 円の定額とする。
会員は乗継券を 200 円相当として利用することができる。
「生活エリア」及び「お出かけエリア」は図 5 に示すエリアとする。

- ・「生活エリア」は学区から外へ 500m 以内の主な道路等を境界としたエリアとする。
 - ・「お出かけエリア」は「生活エリア」内にスーパーマーケットや病院などの日常生活に必要な店舗等が少ないことを考慮し、1 級河川や鉄道敷等の交通上ボトルネックとなる箇所及び市域を超えない範囲で設定するものとする。
- ※「日常生活に必要な店舗等が少ない」エリアの基準は、岡崎市立地適正化計画に定められた居住誘導重点区域及び居住誘導区域の占有率が 50% 未満のエリアとするものとする。
- ・運賃は乗車につき 200 円及び 400 円（消費税及び地方消費税含む）の定額制とし、利用者は乗車時に当該運賃を払うものとする。
 - ・障がい者、介助者、小学生以下等を含む全ての人は、上記の運賃とする。
 - ・使用された乗継券は、名鉄東部交通株式会社及びチョイソコ運行事業者が集計し、事業主体にその運賃相当額を請求するものとする。請求された事業主体は運賃としてそれぞれに支払うものとする。

～運賃イメージ～

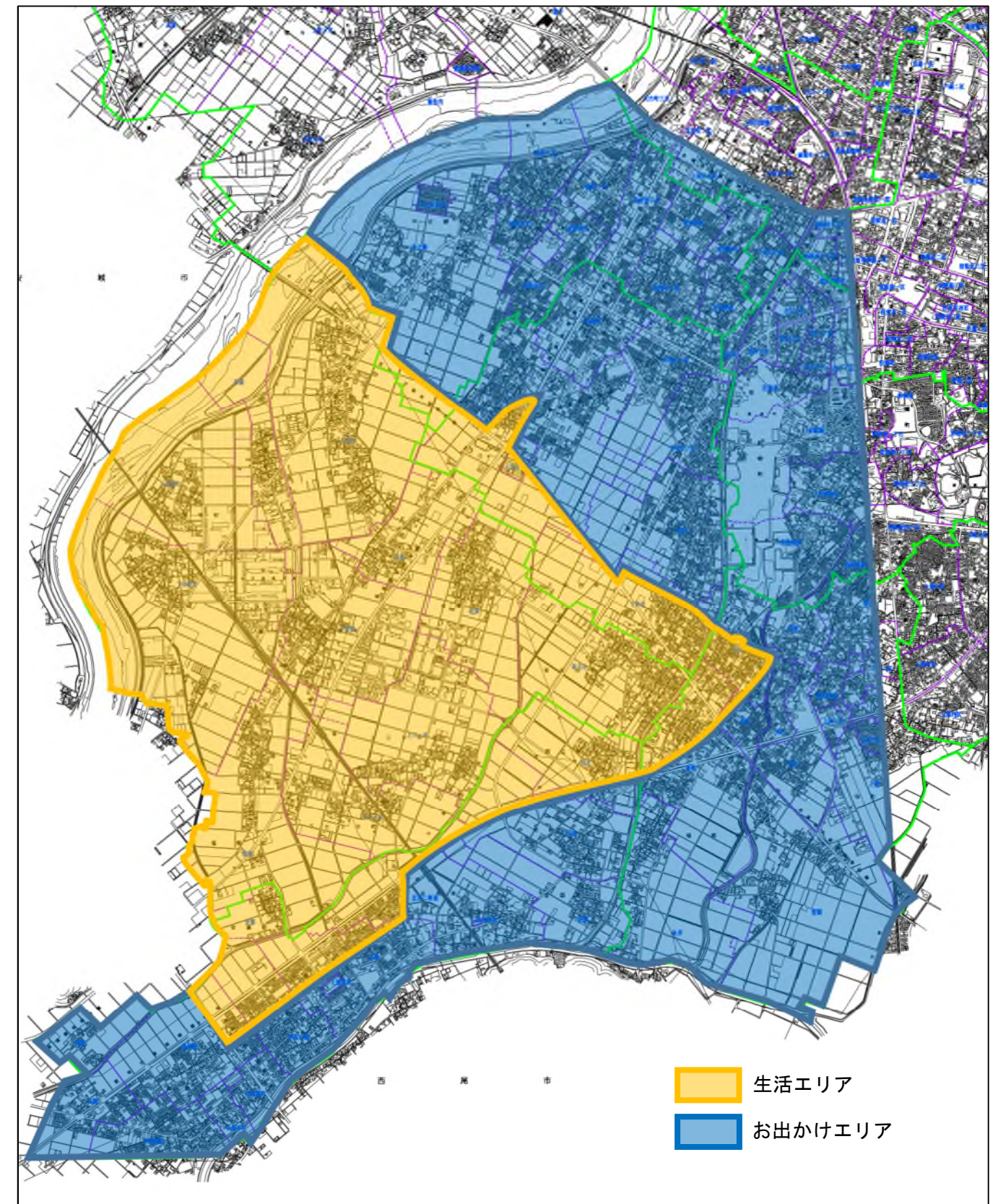


～乗継券の取り扱いイメージ～



▲図 4 乗継券の取り扱いイメージ図

▲図 3 運賃イメージ図



▲図 5 エリア図

(7) 移動ルール

停留所間の移動のみ可能とする。

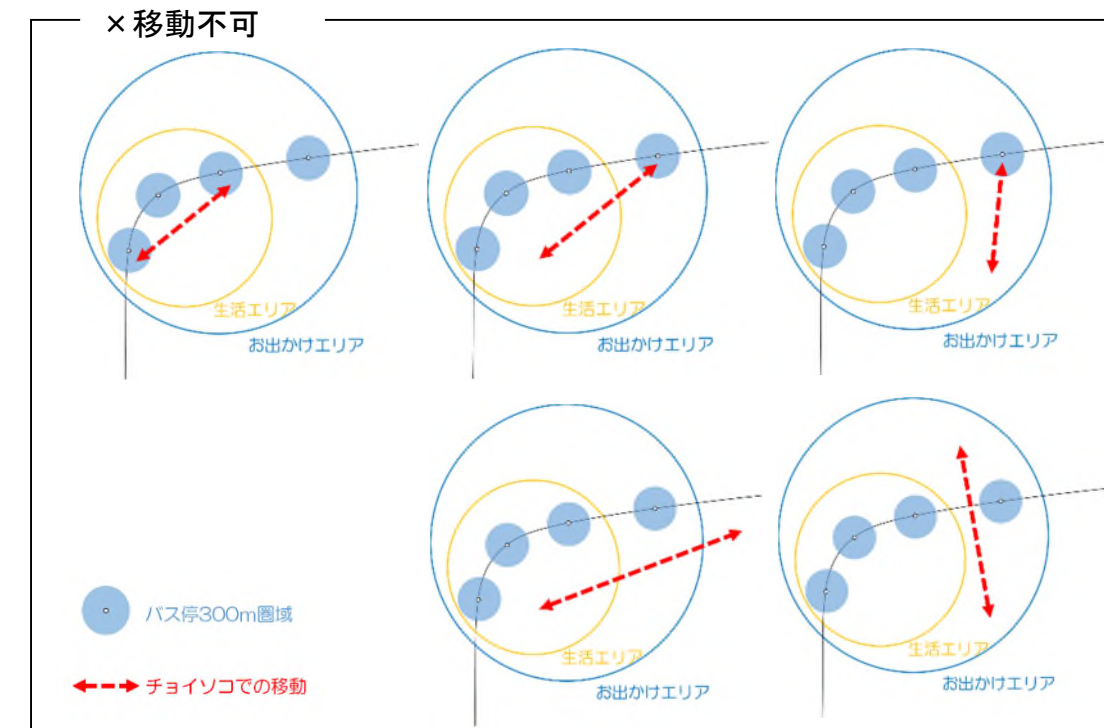
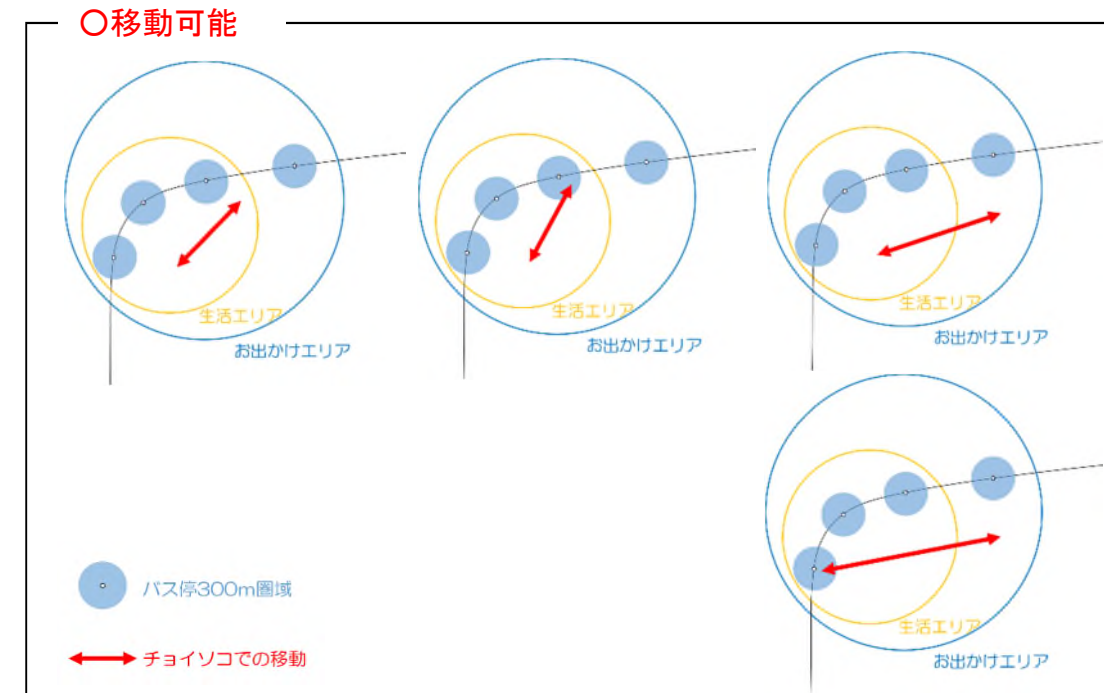
生活エリア内については原則全ての停留所間を移動可能とする。ただし、既存バス停留所300m圏域内同士の移動は禁止とする。

お出かけエリアについては生活エリアとお出かけエリアの相互移動のみ可能とする。

「福岡町」停留所の移動は坂左右町区域内の停留所との相互移動のみ可能とする。

- ・ 既存バス路線（岡崎西尾線）、タクシーとの共存及び運行効率等を考慮し上記のように定める。
- ・ (11) 停留所設置ルールに基づき、お出かけエリア内の既存バス停留所300m圏域内及び営業区域外は停留所設置不可のため、移動することはできない。
- ・ 「「福岡町」停留所」は図2「停留所位置図」内の199で示す停留所である。
- ・ 「坂左右町区域内の停留所」は図2「停留所位置図」内の390～395（2021年5月1日時点）で示す停留所である。

～移動ルールイメージ～



▲図6 停留所間移動ルールイメージ図

(8) 乗継券の発行

チョイソコ「ふれあいドーム」停留所及び、岡崎西尾線「南部福祉センター」停留所を乗継停留所とする。
チョイソコ運行事業者は「ふれあいドーム」停留所で降車する乗客に限り乗継券を発行することができる。
岡崎西尾線（下青野経由）運行事業者は「南部福祉センター」停留所で降車する乗客に限り乗継券を発行することができる。
乗継券の発行は乗客からの請求によるもののみとし、請求された場合は速やかに発行するものとする。

- ・ 会員の乗継抵抗の緩和及び既存バス路線の岡崎西尾線（下青野経由）の利用促進策としてチョイソコ、岡崎西尾線双方で乗継ぎ割引を実施する。

(9) 乗継券の利用ルール

会員は乗継券を取得した当日に限り、チョイソコ「ふれあいドーム」停留所及び岡崎西尾線「南部福祉センター」停留所から乗車する便において乗継券を使用することができる。

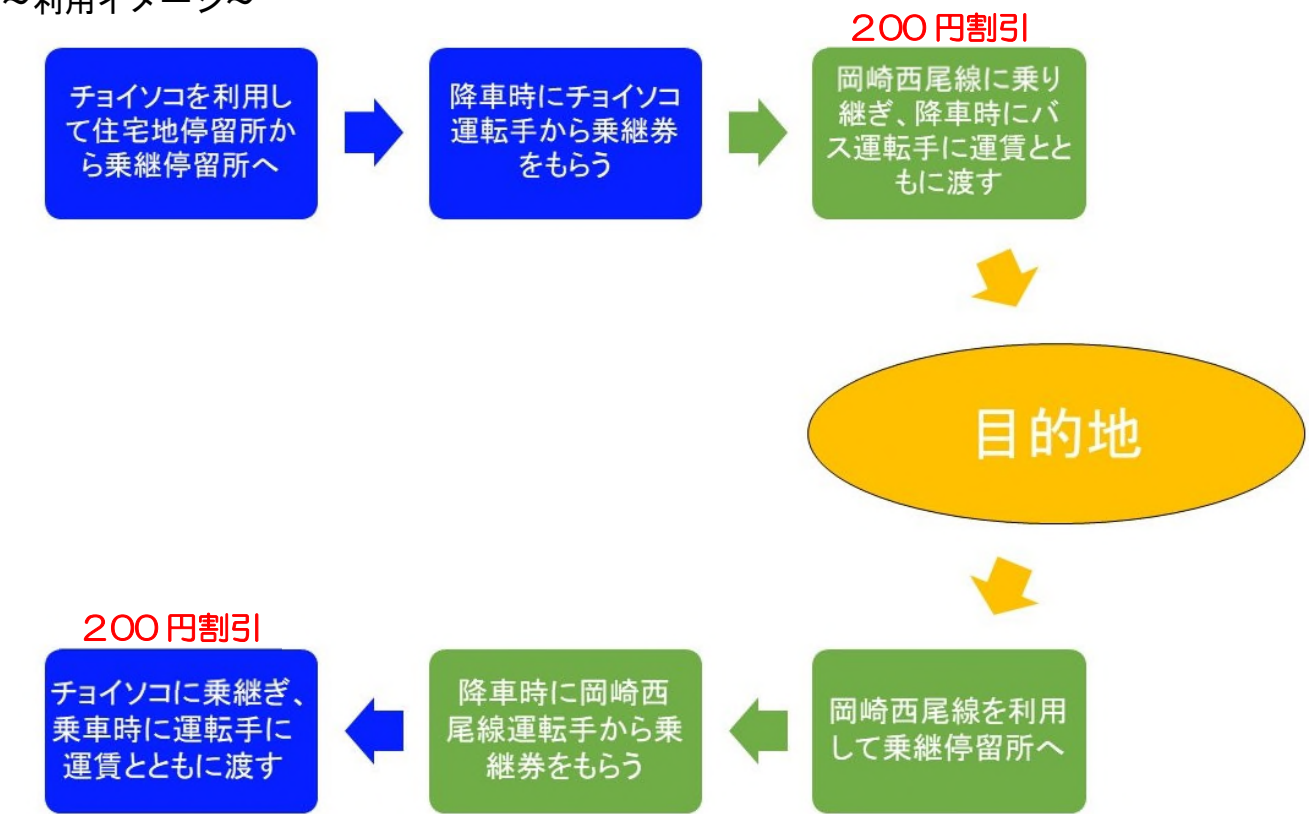
- ・ 岡崎西尾線の乗車により取得した乗継券はチョイソコで利用でき、チョイソコの乗車により取得した乗継券は岡崎西尾線で利用できるものとする。

【平日ダイヤ】

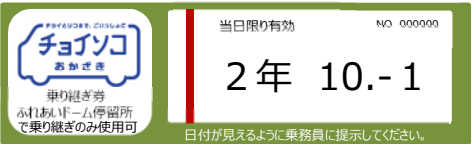
	8 時	9 時	10 時	11 時	12 時	13 時	14 時	15 時	16 時
岡崎駅 方面	49	08 49	49	49		19	19 49	49	19
中 島 方面	52	43	24	24	24	54	54	49	49
チョイソコ 運行時間									

▲表 1 （参考）岡崎西尾線（南部福祉センター停留所）ダイヤ 一部抜粋

～利用イメージ～



▲図 7 乗継券利用手順イメージ図



▲図 8 乗継券面イメージ図

(10) 予約方法

チョイソコの利用を希望する会員は電話もしくはアプリにて、利用希望日の2週間前から利用希望日時の15分前までに、会員番号、利用希望日時、乗降希望箇所を伝えるものとする。

- ・ 予約可能日時は以下のとおりとする。
（ア）電話の場合は、平日の午前8時30分から午後4時までとする。ただし、年末年始、ゴールデンウィーク、夏季休暇等、事業主体が別に定めた日を除く。
（イ）アプリの場合は、年中無休とする。ただし、事業主体が別に定めた日を除く。

(11) 停留所設置ルール
(ア) 設置手続きについて

停留所の設置を行う場合は、本項目の（イ）及び（ウ）を満たし、かつ、六ツ美中部学区エリアバス運営協議会（以下、「運営協議会」という。）にて承認を受けたものののみ設置できるものとする。なお、岡崎市交通政策会議には速やかに報告を行うものとする。

- ・運営協議会での承認の際には、事業主体及び運行事業者が承認したものに限るものとする。
- ・停留所の安全等を配慮し、事前に公安への協議及び相談等を行うものとする。
- ・停留所の名称変更等の軽微な変更については、変更後に岡崎市交通政策会議にて速やかに報告するものとする。

～停留所表示イメージ図～



▲図9 停留所表示イメージ図

(イ) 設置位置について

住宅地停留所は、学区内の任意の場所に設置できるものとする。
事業者停留所は、営業区域内に所在する事業所に設置できるものとする。ただし、「お出かけエリア」内については既存バス路線及びタクシーとの共存を配慮したもののみ設置できるものとする。
公共施設停留所は、市の申し出により公共施設等周辺に設置できるものとする。

- ・住宅地停留所は、地域住民の利便性及びチョイソコおかげの運行効率及び安全性を考慮し、地域住民との合意をもとに設置するものとする。
- ・事業者停留所は、事業主体が指定するスポンサー契約への申込みがあった事業者の所在地に設置するものとする。
- ・「既存バス路線及びタクシーとの共存を配慮したもの」とは、以下の全ての条件を満たしたものとする。

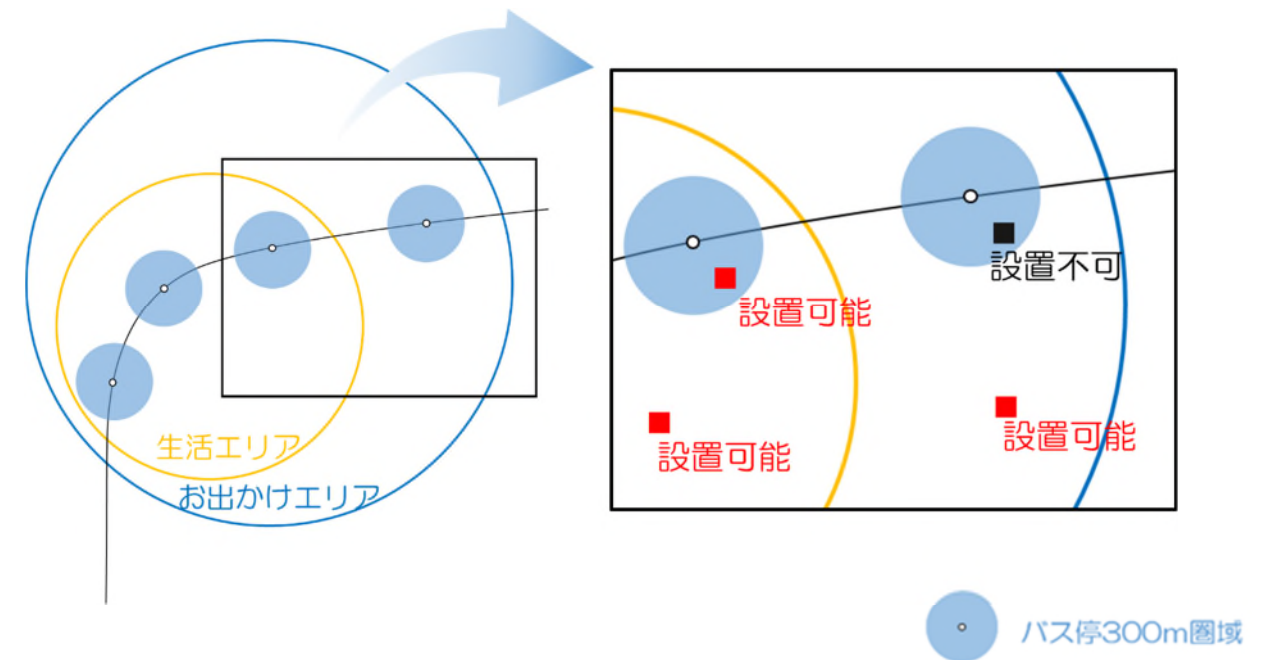
- (a) チョイソコから乗換ができる既存バス路線（岡崎西尾線（下青野経由））の既存バス停留所を中心とした半径 300m 圏域外であり、既存バス路線では行くことができない事業所であること。

※圏域内外の判断基準は、目的物全体が含まれるものか否かとする。

※岡崎西尾線からその他のバス路線へ乗換えて行ける事業所については、チョイソコの乗車から考えると 2 回以上の乗換が必要となり、実際に利用される経路とは考えづらいため既存バス停留所圏域とは考えないものとする。

- (b) チョイソコから乗換ができる既存バス路線（岡崎西尾線（下青野経由））の運行事業者である名鉄東部交通株式会社及び、愛知県タクシー協会岡崎支部と協議し、問題ないと判断されたものであること。

～事業者停留所位置イメージ図～



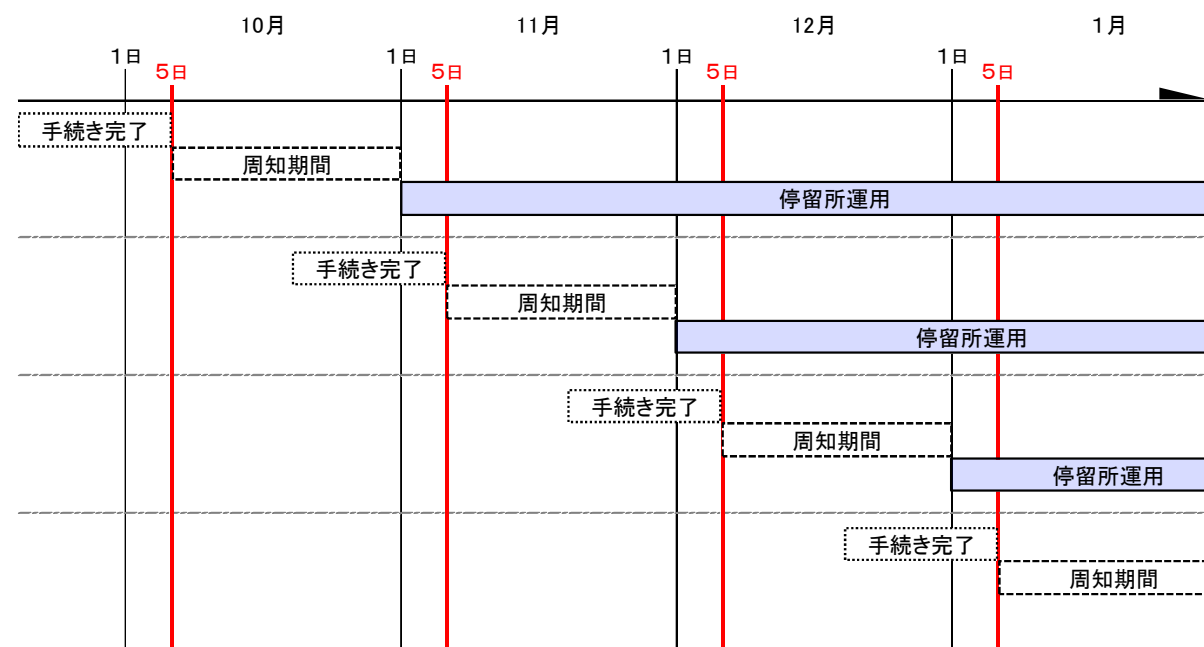
▲図10 事業者停留所位置イメージ図

(ウ) 設置申込みについて

住宅地停留所の設置は、会員の発意により運営協議会に諮るものとする。
事業者停留所は、設置を希望する事業者が事業主体へ申込み等手続きを行ったもののみ運営協議会に諮るものとする。
公共施設停留所の設置は、会員及び事業主体の発意により運営協議会に諮るものとする。
それぞれ、毎月5日までに申込み等手続き等を完了することで、翌月1日より設置できるものとする。

- ・住宅地停留所の設置について、発意する会員は十分な利用（延べ10人／月以上）が見込まれる場所にのみ発意できるものとする。

～新規設置イメージ～



▲表2 停留所新規設置行程イメージ

(12) 停留所廃止ルール

(ア) 廃止手続きについて

停留所の廃止を行う場合には、運営協議会にて承認されたもののみ廃止できるものとする。なお、岡崎市交通政策会議には速やかに報告を行うこととする。

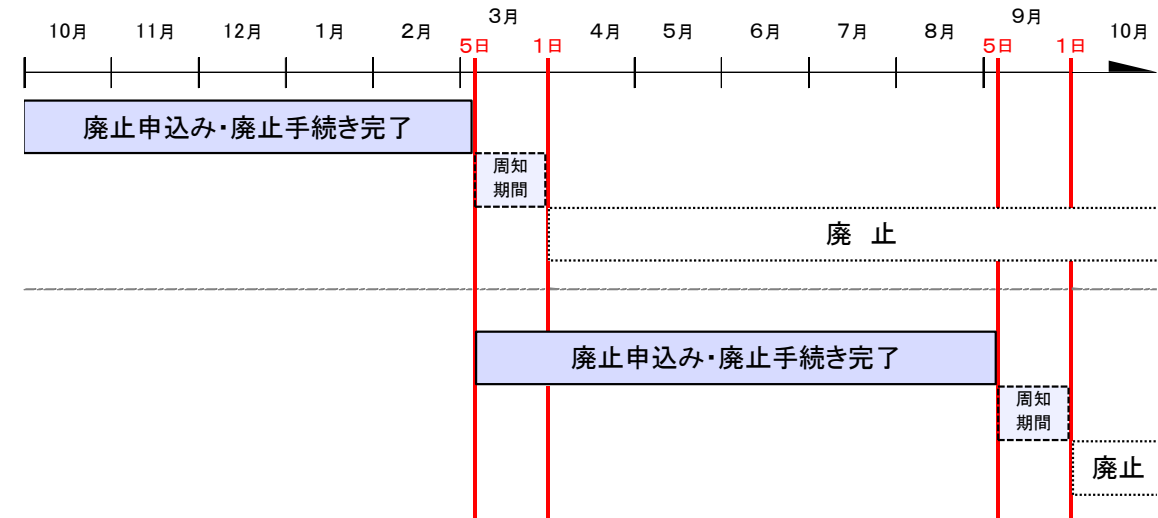
- ・運営協議会での承認の際には、事業主体及び運行事業者が承認したものに限るものとする。

(イ) 廃止申込みについて

住宅地停留所及び公共施設停留所は、会員または事業主体のいずれかが発意することにより運営協議会に諮るものとする。
事業者停留所は、廃止を希望する事業者の発意または廃業等、その他不測の事態により運営協議会構成員が廃止すべきと判断した場合は運営協議会に諮るものとする。
それぞれ、3月または9月（以下、「廃止月」という。）の5日までに廃止手続きを行うことで廃止月の末日をもって廃止できるものとする。
停留所運用期間が6カ月未満の停留所については、利用者の利便性を考慮し、原則廃止できないものとする。ただし、以下に該当する停留所については、この限りではない。
(a) 短期的なイベント（季節限定のイベント等）のために設置された停留所
(b) その他廃止すべき特別な事由が認められる停留所

- ・廃止については会員の利便性を損なうものとなるため慎重に判断するものとする。

～廃止イメージ～



▲表3 停留所廃止行程イメージ

(13) 運行車両

実証運行する車両は計3台（本運行車両1台＋予備車両2台）とする。

- ・本運行車両は事業主体から運行事業者である名鉄岡崎タクシーに無償貸与する特定大型車（10人乗りハイエースグランドキャビン）とする。
- ・予備車両2台については運行事業者が用意する普通車（セダンタイプ又はJPNタクシー等）とする。
- ・運行事業者は、上記計3台の車両を用いて道路運送法第21条第2項の規定に基づき、有償による乗合旅客運送を行う。

（14）チョイソコ通信

事業主体は、原則1ヶ月に1回程度、チョイソコ会員に対する広報誌（以下、「チョイソコ通信」という。）を送付するものとする。
記載内容は、停留所の設置及び廃止、イベント情報等、その他事業主体が必要と判断するものとする。

（15）実証実験の検証項目

岡崎市交通政策会議において、次の表の項目について検証を行う。なお、必要に応じて検証内容・検証方法を見直すことにより、次期の運行計画へ反映をする。

項目	検証内容	検証方法
チョイソコ利用者	・1日あたりの利用者数 ・時間別利用者数 ・ODデータ ・年代別利用状況 ・アプリ利用状況 ・登録者のうち未利用者数 ・予約不成立状況 ・岡崎西尾線との乗換え人数 ・リピート率 ・目的創出による利用状況の変動 ・乗合率（参考）	チョイソコ利用者データ
	・利用をやめた人の理由 ・自家用車依存度 ・以前の主な移動手段 ・免許返納状況 ・帰りの移動手段	チョイソコアンケート
チョイソコ利用者の外出頻度及び健康状況	・お出かけ頻度の変化 ・健康状況の変化	チョイソコアンケート 介護保険等実態調査
チョイソコの事業性	・収支（非開示）	チョイソコ収支データ

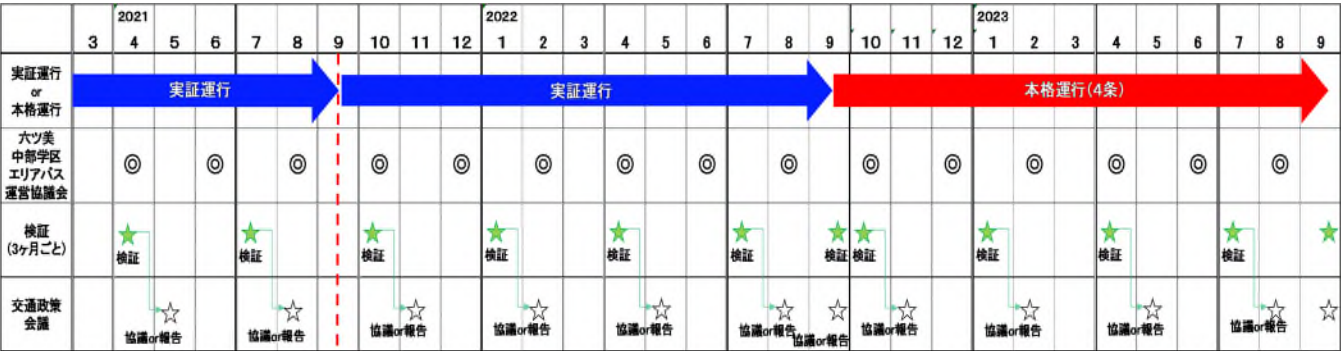
（16）実証実験スケジュール

▲表4 実証実験の検証項目

本実証実験の期間は1年とする。

実証実験開始から6ヶ月ごとに運営協議会にて検証を行い、検証結果を岡崎市交通政策会議にて報告するものとする。
検証結果を基にそれ以降の運行計画案の変更等を運営協議会で協議し、必要に応じて岡崎市交通政策会議にて協議または報告するものとする。

- ・検証は、チョイソコ・タクシー及び岡崎西尾線の利用状況、利用者アンケート等を用いて行う。



▲表5 実証実験スケジュール